



日田市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : バイオマス資源化センター、清掃センター、
環境衛生センター、監査指導課

令和6年5月10日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和 6 年度 定期 監査 結果 報告 書

- 1 監査の対象 バイオマス資源化センター、清掃センター、環境衛生センター、
監査指導課
- 2 監査の期間 令和 6 年 4 月 2 日から令和 6 年 5 月 2 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局、バイオマス資源化センター

4 監査の着眼点

令和 6 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 5 年度におけるバイオマス資源化センター、清掃センター、環境衛生センター、監査指導課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和 5 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については全般的に見て概ね良好に処理されている。口頭で指摘した事項については検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務処理に努めるよう要望するものである。